



しずおか



令和4年4月1日より新たな農業委員・
農地利用最適化推進委員による体制が始まりました。



皆様には、農業委員会活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。農業委員の改選により、令和4年4月1日から、新たに会長を務めさせて頂くことになりましたので、よろしく御願いたします。

新たに任命された農業委員及び農地利用最適化推進委員と共に力を合わせ、活力のある本市農業、農村の構築に努めていきたいと思っております。

さて、今年度から重点的に取り組まなければならない活動に、農地利用の将来の姿を示す「農地利用図」の素案作成があります。

具体的には、地域毎の策定を求められている「地域計画」において、10年後、どこの農地を残すのか、残すべき農地は誰がどのように活用していくのか、農家の皆様の意向を確認し、地図化するものです。

市、農協、県等関係機関と連携し、令和6年度末の完了を目標に進めていきたいと思っております。

次に、サラリーマンや異業者の方々の働き方が見直され、農業に価値を見出し、半農半Xなど、従来の新規就農とは異なる形態で参入を希望する人たちが現れ始めています。

農地利用の最適化において、このような方々に対し、どのように農地を利用して頂くのが適当なのか、農業委員会として、対応方針を整理していきたいと考えております。

その他、原油や穀物、肥料原料の価格が高い水準で推移しており、生産現場では、コストが高騰している等、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

私たち農業委員は、農家の皆様が抱える問題等に耳を傾け、本市農業の発展のために尽力してまいりますので、よろしく御願いたします。

静岡市農業委員会 会長 徳田 雅亮

目次

新農業委員紹介	P2～3
農地転用・農地賃借料情報	P4
農地利用状況調査・ふるさと農力チャレンジ事業	P5
いきいき都市農業推進事業・農業用機械継承支援事業	P6
お茶の補助事業	P7
農業者年金	P8

【発行】令和4年6月 静岡市農業委員会

【編集】静岡市農業委員会事務局
静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1483

ホームページアドレス

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000414.html

農業委員会法の改選規定に基づく公募又は推薦により、議会の同意を得て市長に任命された19名の新しい農業委員が決まりました。

4月1日には、新委員による総会が開催され新役員を決定し、新農業委員会としてスタートしました。

今後3年間にわたり、農家の代表として地域農業の様々な課題に取り組み、農業振興に力を注いでいただく19名の農業委員を紹介します。

委員の紹介



会長
徳田 雅亮
とくだ まさあき

農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんと共に、農地利用に取り組んで行きたいと思えます。



副会長
鈴木 茂樹
すずき しげき

静岡市の多様な農業が発展することを希望します。そのために、農地の最適化に尽力します。



総会運営委員
大石 泰子
おおいし やすこ

地域の農業を守るため、又、女性の立場からの活動を大切にしながら、責務を果たしていきたいと思えます。



新任委員
赤堀 岳子
あかほり たけこ

新任委員です。農家の声を聴き、先輩委員に倣いながら、地域農業が持つ可能性や重要性を広く市民に伝えられる様、努めてまいります。



新任委員
天野 清晴
あまの きよはる

生産品・耕作地の課題や生産性・流通革命が日々行われるなか、農家の振興に少しでも役立てば幸いです。



委員
内野 清己
うちの きよみ

委員の1人として、農業の振興に、微力ながらお手伝いできればと思えます。



委員
海野 光祥
うんの みつよし

農業（茶業）を取り巻く環境が少しでも良くなるよう、地域の代表として、努力していきたいと思えます。



委員
遠藤 公夫
えんどう まさお

中山間地農業の現状は厳しいが、地域の特色を活かし、農地の保全に努力したいと思えます。



委員
大塚 師輝
おおつか みちてる

農業者目線を大事にすると共に、市民目線との調和を図りながら、地域農業の振興に少しでも寄与したいと思えます。



委員
小笠原 悟
おがさわら さとる

農地の保全と健全化に向け、その意義を考えながら自覚と責任を持って取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。



かつたに
勝谷 ふみ代

新任委員です。市の農業に関する政策、考え方を勉強し、農家の相談役となれます様、努力します。



こむら
小村 寿文

皆様とともに、地域農業の振興と発展に貢献していききたいと思えます。



さとう
佐藤 操

農家を取り巻く理想と現実、かなりの食い違いがありますが、少しでも貢献できるように頑張ります。



つかもと
塚本 剛弘

農地利用の最適化と担い手育成により当市農業が発展するよう、微力ながら努めていきます。



ふかい
深井 暁美

新任委員です。農業を取り巻く環境は厳しいものです。農業を守る為に尽力したいと考えています。



ほりば
堀場 正明

地元は開発が進み、アパートが乱立しています。農家の減少も顕著です。踏ん張って仲間と農地・里山を守っていききたいです。



みお
美尾 明

担い手の高齢化、遊休農地の増加が進んでいますが、農地利用最適化を推進し、地域の農業振興と発展に努めたいと思えます。



もちつき
望月 均

新任委員です。農業を取り巻く環境が大変厳しい状況です。地域農業と農地を守るお手伝いできればと思えます。



もりた
森田 早苗

新任委員です。大切な「食と農」、これからの農業振興に少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思えます。



なお、4月1日に農地利用最適化推進委員37名が農業委員会から委嘱されました。

農地利用最適化推進委員の紹介は、農業委員会だより12月号に掲載します。



「農地転用」には 農業委員会の許可が必要です！



農地に住宅や倉庫を建てたり、資材置場や駐車場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」と言い、農地転用をしようとする者は、農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで許可は不要となります。

許可を受けずに農地転用した場合や、許可を受けても事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令や罰則の適用もあります。

■ 罰則の規定	
事 項	内 容
違 反 転 用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における原状回復命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

令和3年 静岡市農地賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃借権における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりになっています。

1. 田(水稻)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	9,600円	10,500円	5,400円	31件
駿河区	8,700円	10,000円	6,000円	3件
清水区	—	—	—	—
葵区中山間地域	5,000円	8,000円	1,800円	24件
清水区中山間地域	—	—	—	—
(参考)静岡市平均	7,700円			58件

2. 畑(普通畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	10,300円	17,700円	5,800円	96件
駿河区	130,200円	151,600円	48,800円	10件
清水区	24,700円	46,100円	10,000円	35件
葵区中山間地域	25,500円	48,400円	12,000円	8件
清水区中山間地域	10,000円	10,000円	10,000円	12件
(参考)静岡市平均	21,600円			161件

3. 畑(茶畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	7,300円	12,000円	3,000円	43件
駿河区	2,600円	4,100円	2,000円	26件
清水区	9,300円	11,000円	5,000円	66件
葵区中山間地域	7,000円	12,000円	2,500円	303件
清水区中山間地域	9,000円	12,200円	3,000円	128件
(参考)静岡市平均	7,500円			566件

4. 畑(茶畑以外の樹園地)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	8,900円	12,800円	2,700円	4件
駿河区	5,700円	8,000円	2,000円	18件
清水区	13,500円	20,000円	5,200円	114件
葵区中山間地域	—	—	—	—
清水区中山間地域	10,200円	20,000円	6,500円	34件
(参考)静岡市平均	11,900円			170件

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※3 「(参考)静岡市平均」の平均額は、各地域の平均値をデータ数により加重平均した値です。
- ※4 中山間地域の対象地区は右記のとおりです。

- <葵区>
井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢、松野、足久保、中藁科、南藁科、服織西、賤機北、賤機中、北沼上
- <清水区>
両河内、小島、庵原、由比

農地パトロールを行います

【 利用状況調査 】

農地法では、農地の所有者には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ規定されています。

この規定に基づき、農業委員会では、8月から9月頃に、市内のすべての農地を対象に農地パトロール(利用状況調査)を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

この調査で、適正に管理がなされていない農地の所有者には、農地の有効利用の促進を目的とした意向調査を行います。



【農地を所有する皆さまへ】

- ①除草・耕うん・作付けなど、日頃から農地を適正に維持管理してください。
- ②高齢のため耕作するのが難しい方や、後継者がなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

静岡市からの
お知らせ

農 業の6次産業化を応援します！

「新商品製造のため加工用機械を導入したい」、「新商品パッケージデザインを業者に依頼したい」といった、農業者が加工や販売を行うことで所得向上を目指す新たな取り組みに対し、補助する制度です。

■ 補助の対象者

市内の農業者、農業法人及び農業者等の組織する団体

■ 補助対象事業（新規事業に限ります）

- 1. 農産物の加工用の機械・器具の導入
- 2. 新商品開発に伴うマーケティング調査・講習会等の開催
- 3. 農産物の販路拡大等を目的としたイベントの開催・出展 など

■ 補助率と補助上限額

補助対象経費(消費税抜き)の2分の1
上限額 50万円

■ 申請期限

令和4年6月1日から令和4年12月末日まで

※期限内でも予算がなくなり次第受付を終了しますので、お早めにご相談ください



問い合わせ先

静岡市役所 農業政策課 みかん・園芸・畜産係
静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎6階 電話:054-354-2091

静岡市からの
お知らせ

静岡市 いきいき都市農業推進事業



■ 事業概要

静岡市では、市街化区域内で農業を営む方を対象とした支援事業を行っています。市街化区域内で生産・出荷調整・加工販売など農業経営に必要な施設整備・機械の導入に必要な経費の半額(上限30万円で、1経営体あたり年1回限り)を補助します。

※生産資材(種苗、肥料、農薬など)や汎用性のあるもの(スコップ、鍬、剪定バサミなどの小農具、軽トラックなどの車両、パソコンなど)及び雨水貯水タンク、自主施工の為の材料費は、補助対象外です。

■ 対象者

補助を受けられる方は、市内に住所を有し居住する農業経営主で、市街化区域内の農地(借地でも可)で営農活動をおこない、前年の農業収入が50万円以上ある方です。事業の詳細や申請方法についてはホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

■ 申請は毎月、月末で締めしており、令和4年度の最終受付は令和5年1月31日(火)になります。

問い合わせ先

静岡市役所 農業政策課 農業支援係 電話:054-354-2086 FAX:054-354-2482
E-mail:nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

静岡市からの
お知らせ

静岡市 農業用機械継承支援事業



■ 事業概要

静岡市は、使用できる状態にありながらも使われることなく保管されたままとなっている農業用機械が他の農業者に継承され、初期投資や導入時の負担軽減だけでなく、機械が処分されることなく有効活用できる環境を整備することを目的に、機械を使用する前に行うメンテナンスに要する経費の一部を補助します。

■ 事業開始は、令和4年7月1日以降を予定しております。

■ 対象者

この事業により、農業用機械等を譲り受けて市内で生産活動を行う農業者であり、かつ、市内に住所を有している者。(農業収入の税務申告や開業届が提出されていることが必要です。)

1つの機械に対して、複数の方から譲り受けたいとの申込みがあった場合は、本市で設定する優先順位で決定させていただき予定です。なお、事業の詳細は令和4年7月1日以降に市ホームページでお知らせします。

■ 補助率

継承したことにより取得した農業用機械のメンテナンスに要する経費(修繕は除く)の1/2(上限5千円)
※消費税は含みません。

問い合わせ先

静岡市役所 農業政策課 農業支援係 電話:054-354-2086 FAX:054-354-2482
E-mail:nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

お茶の補助事業をご活用ください

茶生産者の皆さまにご利用いただける、令和4年度の主な静岡市補助事業をご案内します。



各補助事業の概要(条件等)

①-1 茶生産改良整備事業補助金(茶園改良整備事業)	
対象園地	10a以上1ha未満の市内の茶園
補助対象経費	茶園の平坦化、園内作業道整備、防霜施設の整備等の小規模基盤整備に必要な経費
補助率(限度額)	中山間地域外：補助対象経費の1/2以内(30万円/10a) 中山間地域：補助対象経費の8/10以内(48万円/10a)
①-2 茶生産改良整備事業補助金(加工施設機械整備事業)	
補助対象経費	荒茶加工機及び仕上茶加工機の購入並びに設置に係る経費(詳細要件あり)
補助率(限度額)	法人、組合等：補助対象経費の1/2以内(500万円/年) その他：補助対象経費の1/2以内(150万円/年)
② 茶園共同管理推進事業補助金	
対象園地	施設整備：新たに耕作する10a以上の茶園 資機材導入：共同管理する1ha以上の茶園 ※被覆資材は10a以上の茶園
補助対象者	5戸以上の市内の農業者で組織する団体(詳細要件あり)
補助対象経費	灌漑施設・モノレール等の施設整備、乗用茶園管理機、小型バックホウ等の資材費等
補助率(限度額)	補助対象経費の1/2以内(500万円)
③ 補完作物転換事業補助金	
対象園地	農業振興地域又は生産緑地地区、2a以上の一団の茶園(詳細要件あり)
補助対象経費	茶樹抜根後の整地及び苗木(永年性作物に限る)の植栽に係る経費
補助金額(定額)	7,600円/a(永年性作物)、4,100円/a(単年性作物)
④ 茶園防霜施設修繕事業補助金	
対象施設	設置後12年を経過している防霜施設(詳細要件あり)
補助対象経費	25,000円を超える修繕に係る経費
補助金額(限度額)	補助対象経費の2/10以内(10万円/施設)
⑤ 茶園集積推進事業補助金	
対象園地	農地中間管理機構を通じて新たに借り受けた茶園
補助対象経費	乗用摘採機の活用、連坦のための高さ調整、樹勢回復等に要する経費
補助金額(定額)	5万円/10a(県市で1/2ずつ負担)
⑥ 茶共済加入事業補助金	
補助対象者	市内の農業者で茶共済の加入対象となる者(工場含む)
補助対象経費	共済掛金の支払いに要する経費(詳細要件あり)
補助率	補助対象経費の1/2以内

※詳細に関してはJAの営農指導担当もしくは静岡市役所農業政策課までお問合せください。
また補助金には予算上限がございますので、上限に達した場合は終了とさせていただきます。

問い合わせ先

静岡市役所 農業政策課 お茶のまち推進係
電話:054-354-2089 FAX:054-354-2482

農業者年金で 老後の生活に 備えませんか

- ★国民年金の1号被保険者・
60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者
- ★年間60日以上農業に従事
- ★20歳以上65歳未満の方なら
どなたでも加入できます



保険料 通常加入の場合、月2万円(35歳未満で政策支援加入の要件を満たさない方は1万円)から6万7千円の間で千円単位で自由に選べます。

保証 終身年金です。積立方式・確定拠出型で長期に安定した制度です。

税制面での優遇措置 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

問い合わせ先

農業者年金に関するご相談は、静岡市農業委員会事務局農政係
(電話:054-221-1483)までお気軽にお問い合わせください。

農業者年金現況届について

令和4年5月末頃に、(独)農業者年金基金から直接受給者のみなさまに送付されている現況届の提出をお願いいたします。(農業委員会事務局から送付しました切手付き返信用封筒をご利用ください)

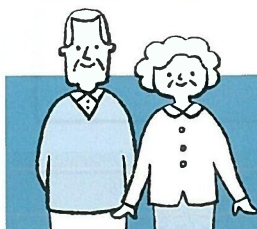
現況届を提出されなかった場合、令和4年11月からの農業者年金の給付が**差し止め**になりますのでご注意ください。

提出期限

令和4年6月30日

提出場所

〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所16階
農業委員会事務局



経営移譲 年金受給者の みなさまへ

経営移譲年金を受給されているみなさまは現況届の自己チェック欄へご記入をお願いいたします。

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください	
① あなたご自身が農業を営んでいますか	はい いいえ
② あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい いいえ
③ 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい いいえ
④ あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい いいえ
⑤ あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい いいえ
⑥ あなた名義で農業共済(NOUSAI)に加入しましたか	はい いいえ